

令和3年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務 基本仕様書

1 業務名

令和3年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務

2 業務の概要

本市では、平成30年度から比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、比治山公園の集客や魅力向上のため、現代美術館やまんが図書館、放射線影響研究所などの園内の施設や、地域住民及び市民活動団体、民間事業者など（以下、地域住民等とする。）、比治山公園に関心のある様々な団体との連携を進めながら、公園の現状の理解及び活用の可能性に関するテーマのワークショップやイベント等（以下「イベント等」という。）を企画・開催し、比治山公園のファンを増加させる取組を進めている。

今年度は、本業務にて、下記①～②の取組を行うものである。

- ① 平成30年度～令和2年度に本市が主催したイベント等を引き続き行い、イベント等のリピーターを増やす取組に加え、比治山公園に関心を持つ新たなファンを取り込むような取組
- ② 将来のにぎわいづくりの担い手組織の設立を念頭に、比治山公園のにぎわいづくりの担い手を増やすため、活動団体等への働き掛けを行い、それらの団体等に本市主催のイベント等の企画・運営に参加してもらう取組

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 開催場所

比治山公園内とする（御便殿広場ほか）。

ただし、比治山公園の今後の集客や魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、平和大通りを介し平和記念公園と比治山公園をつなぐ取組や水辺のにぎわいづくりとの連携の取組など、比治山公園を中心として都心を回遊するイベント等を開催する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

(2) 基本事項

① イベント等の開催について

- ・ 平成30年度より開催している柴刈りのイベントとたき火のイベントを各1回以上開催することを必須とし、比治山公園の新たなファンを取り込むようなその他のイベント等及び開催回数については、受託者の自由な提案による。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、イベントの開催自粛や外出自粛要請が発出されるなど、受託者はプロポーザル時に提案した内容が実施できない場合を想定し、Web上のコミュニケーションツールを用いたイベントやワークショップなど、

実施可能な代替提案についてもプロポーザル時に提示することとする。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、発注者と受託者で協議の上、代替提案による実施やイベント開催中止等の対応を図るとともに、必要に応じて契約変更を行う。

- ・ イベント等への集客及び取組の周知を図るため、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこととする。

② 地域住民や活動団体等への働き掛けについて

- ・ 将来のにぎわいづくりの担い手組織の設立を念頭に比治山公園のにぎわいづくりの担い手を増やすため、活動団体等への働き掛けを行い、①のイベント等の企画・運営に参加してもらうこと。
- ・ イベント等への集客及び取組の周知を図るため、地元町内会をはじめとする地域住民への周知や、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこととする。

(3) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、業務着手時やイベント等の実施前ほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。（チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。）

イ イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ イベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては、開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得たうえで、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。

エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費としてイベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、料金の平準化やイベントの回数を増やすために使用するなど、比治山公園のにぎわいづくりのために利用するよう努めるものとする。

オ イベント等で使用する水道は、原則として受託者が自ら確保することとする。受託者が自ら確保することができない場合のみ公園内の既存の施設の使用を認めるが、実費相当額（水道料及び下水道使用料）を公園管理者に支払うこと。

また、イベント等で使用する電気は、原則として受託者が自ら確保すること。

カ 各種団体等と積極的に連携し（協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。）、地域の活性化に資するよう努めること。

キ 現在、比治山公園で活動している市民活動団体等が実施するイベント等と開催時期等の調整を行うこと。

【参考】令和2年度に実施されたイベント等

イベント名	開催期間	主催者
ととのえる比治山	令和2年8月22日	広島市・(株)和大地 (令和2年度 市発注業務)
比治山PARK RUN RACE	令和2年9月19日～10月4日	
PARK SESSION DAY	令和2年9月19日、令和2年10月31日、令和2年11月28日	
ととのえる比治山	令和2年11月14日	
あえる比治山 (オンライン)	令和3年3月4日	
かけっこSESSION (オンライン)	令和3年3月6日	
クリエイティブマーケット	令和2年11月29日	モチプロ・サポーターズ

◆ イベント開催状況は本市ホームページの以下のアドレス「比治山公園『平和の丘』」内の「イベント情報」に掲載

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hijiyamakoen-heiwanooka/>

【参考】令和2年度に中止になった本市主催のイベント等

イベント名	開催予定日
ととのえる比治山	令和2年7月23日
あえる比治山	令和2年12月11日
あつ”たまる“比治山、たき火スローナイト	令和2年12月12日
PARK SESSION DAY	令和3年1月30日、2月27日
ととのえる比治山	令和3年2月20日

ク 今後の比治山公園におけるにぎわいづくりに役立つ内容のアンケート等を行うこと。また、アンケートの対象、回数、項目などは発注者と協議して決定すること。

ケ イベント等の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。

コ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。

サ 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。

シ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。

ス イベント等の実施に当っては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。（チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。）

(2) 実施報告書

業務の実施状況等、実施報告を行う。（イベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

(3) 今後の取組の継続に係る提案書

行政主体でなく、比治山公園に関心のある各種団体等が主体となるイベント等の開催等、にぎわいづくりの取組を引き続き継続させていくための提案。

6 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

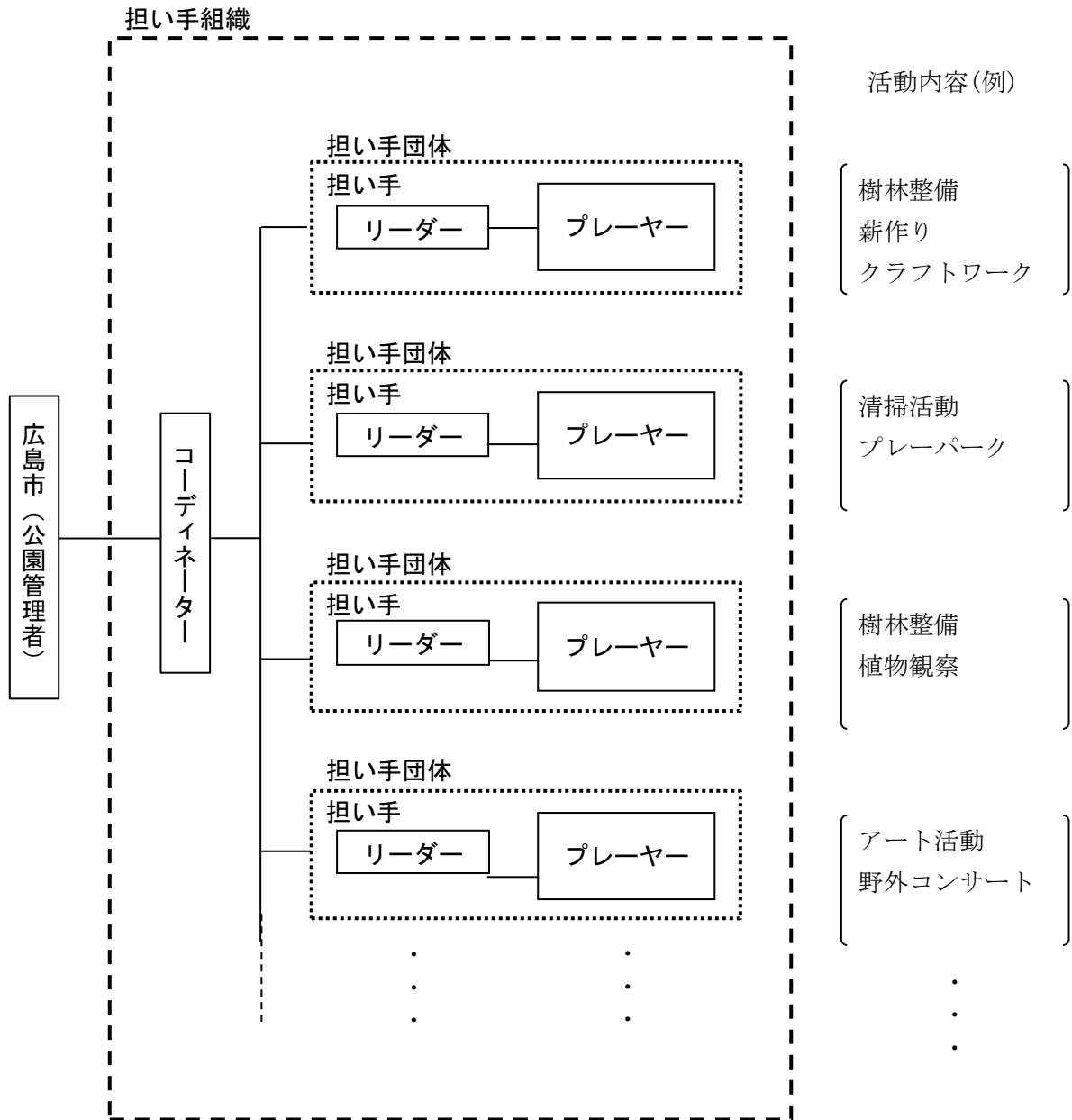
(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

にぎわいづくりの担い手組織のイメージ



- 担い手とは、様々な活動を行う個人（プレーヤー・リーダー）のこと。
- 担い手団体とは、活動の最小组織で、複数の個人から構成される一群のこと。
- 担い手組織とは、複数の担い手団体間の相互調整を図るとともに、広島市（公園管理者）との橋渡しを行うコーディネーター（個人、組織を問わない。事務局機能。）及び担い手団体で構成される一群のこと。